

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準について

(平成28年8月31日最終改正)

石巻市では、悪臭防止法（以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び法第4条第2項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定めています。

1 規制地域

[別紙図面参照](#)

2 規制基準

(1) 敷地境界

臭気指数15

(2) 気体排出口

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 排水

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

石巻市における悪臭の規制状況と他自治体との比較

	悪臭防止法(石巻市)	悪臭防止法(仙台市)	県公害防止条例	県悪臭公害防止対策要綱
適用地域	石巻市が指定した地域	仙台市が指定した地域	県内全域 (法規制地域を除く)	県内全域
規制対象の事業場	規制地域内の全事業場	規制地域内の全事業場	(1)魚腸骨処理場等 (2)有機質肥料製造施設	農業、建設業、製造業、 卸売業・小売業、電気・ ガス・水道・熱供給業
規制指導の主体	石巻市	仙台市	県保健所、 仙台市(仙台市内)	法規制地域を管轄する 市町村、 県保健所
規制基準	① 敷地境界 臭気指数15 ② 気体排出口 上記参照 ③ 排水 臭気指数31	物質濃度規制 (22物質)	④ 敷地境界 臭気指数15 ⑤ 気体排出口 上記参照 ⑥ 排水 臭気指数31	敷地境界線上において 臭気強度1.8
測定法	嗅覚測定法 (3点比較式臭袋法)		嗅覚測定法 (3点比較式臭袋法)	嗅覚測定法 (3点比較式臭気採点法)
届出制	なし	なし	あり	なし
改善命令等	改善勧告・命令	改善勧告・命令	計画変更命令、 改善勧告・命令	改善勧告